

公益財団法人山形県市町村振興協会市町村交付金交付細則

平成25年12月27日

(趣 旨)

第1条 この細則は、公益財団法人山形県市町村振興協会市町村交付金交付規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、公益財団法人山形県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する市町村交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の単位)

第2条 市町村交付金の単位は、円単位とする。

(交付金の交付時期)

第3条 協会は、市町村交付金を当該年度の3月31日までに市町村に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第4条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第1号の市町村交付金決定通知書により市町村に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第5条 前条の通知を受けた市町村は、様式第2号の市町村交付金支払申請書により交付金の支払を申請するものとする。

(市町村の事業計画の提出)

第6条 前条の支払申請に際しては、市町村は様式第3号の事業計画書により市町村交付金を充当する事業の計画を提出するものとする。

(交付を受けた市町村の報告)

第7条 規程第8条に規定する市町村交付金の交付を受けた市町村は、交付を受けた翌年度の3月31日までに、市町村交付金の用途について、様式第4号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成25年12月27日から施行する。

様

公益財団法人山形県市町村振興協会
理事長



市町村交付金決定通知書

令和 年度公益財団法人山形県市町村振興協会市町村交付金を本協会市町村交付金交付規程に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付年月日 令和 年 月 日

3 留意事項

- (1) この交付金の対象となる事業は地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 32 条に規定する事業であること (別紙参照)。
- (2) 交付金の支払申請等の事務手続きは、市町村交付金交付細則によること。
- (3) この交付金の支払申請は、令和 年 月 日までに行うこと。

地方財政法第 32 条に規定する事業

1. 事業

- (1) 公共事業
- (2) 公益の増進を目的とする事業で地方財政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

2. 総務省令で定める事業

地方財政法第 32 条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であって、第一号については令和 9 年度までの間に、第二号及び第七号から第九号までについては令和 6 年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和 5 年度までの間に、第十一号については令和 2 年度までの間に、第十二号については令和 3 年度までの間に行われるものとする。

- 一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証券に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- 三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- 五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 六 大規模な風水害、地震、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業
- 七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業
- 十一 令和 2 年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業
- 十二 令和 3 年に開催されるワールドマスターズゲームズ 2021 関西の準備及び運営に係る事業

※ 地方財政法第 32 条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令(令和元年 12 月 27 日公布)による。

様式第2号

第 号
年 月 日

公益財団法人山形県市町村振興協会
理事長 様

職 氏名 ⑩

市町村交付金支払申請書

令和 年 月 日山振協第 号で通知のあった令和 年度公益財団法人山形県市町村振興協会市町村交付金について、市町村交付金交付細則第5条の規定に基づき、下記のとおり支払を申請します。

記

1. 支払申請金額 _____ 円

2. 振込先金融機関

金融機関名 _____

預金種目 普通・その他 (_____)

口座番号 _____

名 義 人 _____

様式第 3 号

第 年 月 日 号

公益財団法人山形県市町村振興協会

理事長 様

職 氏名

印

事 業 計 画 書

令和 年度公益財団法人山形県市町村振興協会市町村交付金を充当する事業の計画を市町村交付金交付細則第 6 条の規定に基づき、提出します。

(単位：円)

事業種目	事業費	うち交付金
国際化の推進に係る事業		
人口の高齢化、少子化等に係る事業		
情報化に係る事業		
芸術・文化の振興に係る事業		
災害対策及び災害の予防に係る事業		
地域経済の活性化に係る事業		
社会貢献活動に係る事業		
環境の保全及び創造に係る事業		
地域における調査研究並びに人材の育成に係る事業		
東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業		
ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の準備及び運営に係る事業		
公共事業 ()		
計		

(注) 公共事業の欄の () 内には、事業名をご記入ください。

様式第4号

第 年 月 日 号

公益財団法人山形県市町村振興協会
理事長 様

職 氏名 印

事業実績報告書

令和 年度公益財団法人山形県市町村振興協会市町村交付金の使途について、市町村交付金交付細則第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付金額 _____ 円

2. 使 途

事業種目	事業名	充 当 額
		円
		円

(注) 1 事業種目については、別紙の「地方財政法第32条に規定する事業」の13項目から選択して事業番号を記入してください。

2 使途が確定していないため、翌年度に繰り越す場合などは、その旨を事業種目の欄に記入してください。

地方財政法第 3 2 条に規定する事業

公共事業

(事業 1) 公共事業

公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

(事業 2) 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業

(事業 3) 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証券に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業

(事業 4) 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業

(事業 5) 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業

(事業 6) 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業

(事業 7) 大規模な風水害、地震、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業

(事業 8) 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業

(事業 9) 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業

(事業 10) 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業

(事業 11) 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業

(事業 12) 令和 2 年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業

(事業 13) 令和 3 年に開催されるワールドマスターズゲームズ 2021 関西の準備及び運営に係る事業